

L-80-1  
託送供給等に関する情報管理マニュアル

平成17年 4月1日 施行  
平成19年10月1日 第2次改定  
平成28年 4月1日 第3次改定  
平成30年 4月1日 第4次改定  
(所管) 送配電カンパニー

1. 目的

本マニュアルは、当社役員および従業員（以下、「従業員等」という。）が託送供給等の業務に関して知り得た、当社以外の電気供給事業者および電気の利用者に関する情報（以下、「託送供給等に関する情報」という。）の取り扱いについて定め、託送供給等に関する情報を適正に管理し、当社が維持・運用する送配電設備の利用における公平な環境を維持することを目的とする。

2. 適用範囲

本マニュアルは、託送供給等の業務を行う従業員等に適用する。

3. 用語の定義

本マニュアルで使用する用語の定義は、次による。

(1) 託送供給等の業務を行う部門

託送供給等に係わる、当社以外の電気供給事業者および電気の利用者との情報連絡、系統連系検討および送配電設備に係わる計画・工事・保守・運用等ならびに電力系統運用の業務を行う部門

(2) 発電部門

当社の発電設備に係わる計画・工事・保守・運用等の業務を所管する部門

(3) 小売部門

当社の電気の販売・営業活動および電気需給契約等を行う部門

(4) 電気供給事業者

託送供給等業務に関連した電気を供給する事業を営む者（新規に供給事業を営もうと意図している者も含む）。

4. 電気供給事業者等との情報連絡窓口

当社以外の電気供給事業者との託送供給等に関する総合的な情報連絡窓口および供給者未定

需要者の系統連系検討を行う窓口は、送配電カンパニー本店業務部託送サービスセンターとする。

託送供給等の業務に係わる当社以外の電気供給事業者との電力系統運用業務に関する情報連絡窓口は、送配電カンパニー工務部中央給電指令所とする。

## 5. 情報管理の考え方

託送供給等の業務を行う従業員等が、託送供給等に関する情報について、託送供給等の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、または提供する行為を禁止する。また、これらの行為については、託送供給等の業務を行う従業員等が人事交流により他部門へ異動した後も禁止する。

上記の禁止事項に反する事態が発生した場合、当社は迅速かつ厳正に対処すると同時に、その原因究明を行い、適切かつ効果的な再発防止策を講じる。また、上記の禁止事項に反した当社従業員については、社員就業規則等に基づき処罰の対象とする。

なお、合理的な理由があり、かつ、対応する当社以外の電気供給事業者および電気の利用者の了解が得られた場合は、この限りではない。

## 6. 託送供給等の業務を行う部門における情報管理

(1) 託送供給等の業務を行う従業員等は、託送供給等に関する情報が記載されている文書・電子データを厳格に保管・管理する。

具体的には以下のとおりとする。

- a. 託送供給等に関する情報が記載されている文書等について、これらを保管・管理している従業員等が不在のときには、収納庫または部屋に施錠し厳格に保管・管理する。
- b. 託送供給等に関する情報が電子データの場合は、当該情報へのアクセス権限を設定し、厳格に管理する。

(2) 託送供給等に関する情報を知り得た部所が、当該情報を当社または当社グループ会社内の発電部門、小売部門またはその他の情報の目的外使用のおそれのある部門へ提供し、若しくは部所・部門間で共有する場合は、当該情報を厳格に管理する。

具体的には以下のとおりとする。

- a. 情報連絡窓口において知り得た託送供給等に関する情報を、当社または当社グループ会社内の発電部門、小売部門またはその他の情報の目的外使用のおそれのある部門へ提供する際は、情報連絡窓口にて名称を符号化する等の措置を講じる。
- b. 情報連絡窓口では、名称以外の託送供給等に関する情報についても、提供目的に応じて当該情報を選別し、業務を遂行する上で必要な情報のみを提供する。
- c. 情報連絡窓口以外の託送供給等の業務を行う部門においても、情報連絡窓口を通して知り得た託送供給等に関する情報を当社または当社グループ会社内の発電部門、小売部門またはその他の情報の目的外使用のおそれのある部門へ提供する場合は、業務を遂行する上で必要な情報のみを提供する。

(3) 託送供給等の業務を行う部門と当社または当社グループ会社内の発電部門、小売部門またはその他の情報の目的外使用のおそれのある部門とは別フロアとする等により、物理的な遮断を施す。

#### 7. 託送供給等の業務を行う従業員等の業務制限

託送供給等の業務を行う従業員等は、発電部門、小売部門、その他の情報の目的外使用のおそれのある部門および電力市場取引の業務を原則として行わない。ただし、以下の場合はこの限りでない。

(1) 従業員等のうち託送供給等の業務を行う部門と発電部門、小売部門、その他の情報の目的外使用のおそれのある部門または電力市場取引の業務をともに統括する地位にある者

(2) 緊急の場合ならびに業務の硬直化および非効率化を回避するため連携して行う必要がある次の業務

- a. 供給設備の事故または非常災害時等の対応
- b. 供給設備関連の申し出対応
- c. 支店、ネットワークセンターの夜間、休日における当直業務
- d. 小規模事業所における業務
- e. 山間部等における水力発電所等の工事・保守・運用関連業務

これらの場合であっても、託送供給等に係わる情報の適正な取り扱いに留意するとともに、連携して実施する業務については、当社以外の電気供給事業者との公正な競争を阻害しない業務に限定する。

#### 8. 人事異動の制限

情報連絡窓口に在籍している当社従業員は、小売部門、その他の情報の目的外使用のおそれのある部門および電力市場取引担当箇所に直接異動しない。

#### 9. 本マニュアルの管理責任者

本マニュアルを遵守するにあたり、本マニュアルの管理責任者を送配電カンパニー社長とする。また、託送供給等の業務を行う部門に情報管理責任者を配置し、本マニュアルの遵守状況を管理する。

#### 10. 本マニュアルの適用除外

電気関係報告規則等の法令に基づき、電気供給事業者に関する実績報告を義務付けられた情報等については、当該情報等に限り、当社以外の電気供給事業者の了解を得ずに報告することができる。